

証券税制改革の動向と今後の展望

—企業行動に対する中立性の観点から—

山田 直夫

はじめに

日本証券経済研究所主任研究員の山田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は「証券税制改革の動向と今後の展望—企業行動に対する中立性の観点から—」という論題で報告をさせていただきます。

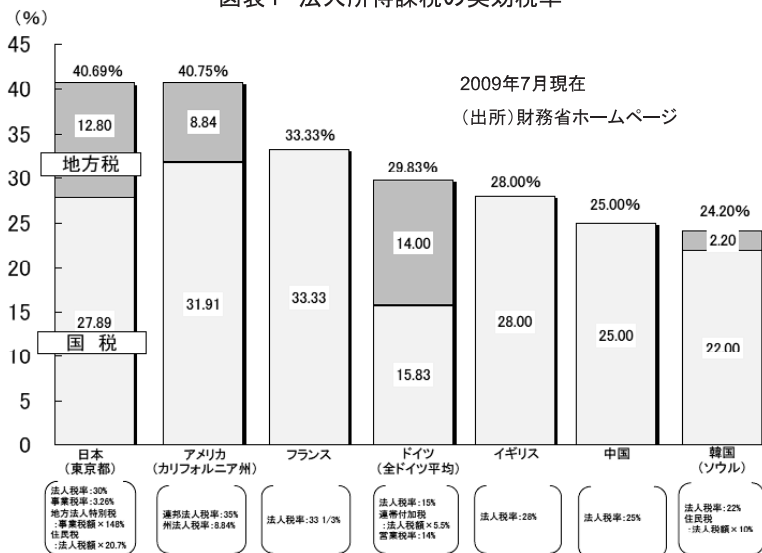
報告の目的ですが、一つは、法人税との調整を含んだ主要国の証券税制改革の動向を把握することです。たくさんの国を取り上げることではできま

せんので、日本とアメリカ、そして最近大きな改革を行ったドイツについて取り上げたいと思います。

法人所得課税の実効税率を見てみますと、日本とアメリカは四〇%台と高く、欧州諸国はおおむね三〇%台、アジアの国々では二〇%台となっております。我々が国の実効税率が高いということがよく言われております。したがって、我が国にとって法人税との調整は重要な事項であるといえます（図表1）。

報告の二つ目の目的は、法人税との調整が不十

図表 1 法人所得課税の実効税率



分だと企業行動に影響が出るといことなので、企業行動に対して中立的な税制についての議論を整理することです。

報告の最後の目的は、その議論の整理をした後に、我が国の証券税制改革への示唆、あるいは今後の我が国の証券税制のあり方について検討することです。

報告の構成ですが、最初に証券税制改革の動向を把握して、続いて証券税制の国際比較を行います。さらに法人税との調整に関するこれまでの議論を整理して、最近出てきている新しいタイプの法人税についても御紹介します。最後に、我が国への示唆について触れたいと思います。

一、証券税制改革の動向

(1) 日本の動向

まず日本について、御存知かもしれませんが、証券税制改革の動向を駆け足で見たいと思います。

二〇〇一年ごろから、「貯蓄から投資へ」という政策的な要請を受けて、証券税制改革が行われてきました。二〇〇三年度の税制改正では、大きく二つの改正が行われました。

一つ目は、上場株式等の配当、公募株式投資信託の収益分配金、上場株式等の譲渡益について、申告不要制度を導入するとともに、今後五年間については一〇％（所得税七％、地方税三％）の軽減税率を適用するという改正です。二つ目は、公募株式投資信託の償還（解約）損と株式等譲渡益

との通算を可能とするという改正です。これらの改正により、預貯金並みの手軽さで株式投資ができる税制になったと言われました。

続いて二〇〇四年度税制改正では、公募株式投資信託の譲渡益課税が上場株式等並みに軽減されました。具体的には税率を二〇％にし、さらに時限的に一〇％の税率を適用するというものです。

また、譲渡損失を繰越控除の対象とする。特定口座での扱いを可能とするというような改正も行われました。

それから、非上場株式の譲渡益に対する税率を、それまでは二六％であったのですけれども、所得税一五％、地方税五％の合計二〇％に引き下げるとい改革も行われました。

二〇〇五年度と二〇〇六年度については、特に大きな改正は行われなかったのですけれども、二〇〇七年度税制改正では、上場株式等の配当・譲

渡益に係る軽減税率の特例の適用期限を一年延長するという改正が行われました。

二〇〇八年度税制改正では、軽減措置の一部改正が行われました。

具体的には、二〇〇九年と二〇一〇年については、上場株式等の譲渡益について五〇〇万円以下の部分は一〇%、五〇〇万円超の部分は二〇%、上場株式等の配当に関しては一〇〇万円以下の部分が一〇%、一〇〇万円を超える部分を二〇%ということになりました。

それとあわせて、二〇〇九年より上場株式等の譲渡損失と配当との間の損益通算の仕組みが導入されることになりました。

ただ、二〇〇八年度税制改正で行われた軽減税率の一部存続というのは、実際には実施はされませんでした。それは二〇〇九年度税制改正において、軽減税率の適用期限を三年間延長するという

措置がとられたからです。したがって、二〇〇九年、二〇一〇年、二〇一一年については一〇%の税率で、二〇一二年から二〇%の税率に戻ることになっています。

また、二〇〇九年度税制改正によって、少額の上場株式等投資のための非課税措置を軽減税率の適用期限が切れたときに導入することになっております。これはイギリスのISAを参考にしたいということ、日本版ISAと言われております。

二〇一〇年度の税制改正では、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置をやはり軽減税率の適用期限が切れる段階で導入することが決まりました。

証券税制の今後の見通しですが、二〇一〇年度の税制改正大綱を見ますと、「本来、全ての所得を合算して課税する「総合課税」が理想ではあります。金融資産の流動性等にかんがみ、当

面の対応として、景気情勢に十分配慮しつつ（中略）損益通算の範囲を拡大し、金融所得の一体課税を進めます」と書かれております。

したがって、短期的には金融所得の一体課税、つまり税率の均一化と損益通算の範囲拡大という改革が行われ、そして中長期的には総合課税になるというのが日本の証券税制の見直しになります。

(2) アメリカの動向

続いてアメリカの動向について御説明をしたいと思います。

アメリカの税制については二〇〇一年と二〇〇三年に大きな改革が行われております。証券税制に関しては、特に二〇〇三年の改革が関連してきますので、二〇〇三年の時点から御説明をしたいと思えます。

まず二〇〇三年一月の時点で、当時のブッシュ大統領から、配当所得について個人段階で非課税にするという提案がなされました。しかしこれは受け入れられませんでした。二〇〇三年五月に実際に成立した法律、「雇用と経済成長のための減税調整法」により、配当所得と一年超保有のキャピタルゲインに係る税率について、二〇〇三年から二〇〇七年まで五%と一五%、二〇〇八年については〇%と一五%の二段階に軽減するということになりました。配当については、もともと総合課税をやっております、キャピタルゲインも一年超保有のものに関しては、総合課税の枠の中で、一〇%と二〇%の二段階の課税をしていたのですけれども、それらを軽減する措置がとられたということなのです。

二〇〇三年の措置というのは、二〇〇八年までの時限的な措置ですけれども、これらの措置につ

いては、二〇〇六年五月に成立した「二〇〇五年増税回避調整法」と呼ばれる法律において延長されています。具体的には、配当所得とキャピタルゲインに係る軽減措置を二〇一〇年末まで延長するというもので、二〇〇八年から二〇一〇年までは〇%と一五%の二段階の税率を適用するという形になりました。したがって、二〇一一年以降、配当は一五%から三九・六%の総合課税、一年超保有のキャピタルゲインに関しては、総合課税の枠の中で、一〇%と二〇%の二段階の課税、五年超のキャピタルゲインに関しては、やはり総合課税の枠の中で、八%と一八%の税率が適用されることになっています。

アメリカの証券税制の今後の見通しですが、ブッシュ政権時代は、ブッシュ減税を恒久化することを目指しておりました。ところが、オバマ政権では、夫婦共同申告の場合は、所得二五万ドル

超の家計、単身者の場合は二〇万ドル超の家計、すなわち高所得者層に対してはブッシュ減税を終了するという方針が打ち出されております。したがって、配当とキャピタルゲインについては〇%と一五%の二段階でしたけれども、高所得者以外に関しては〇%と一五%を継続する。高所得者に対しては二〇%の税率を課すということになります。ただ、高所得者限定ということですので、全家計のうち九八%には影響なしと言われております。

(3) ドイツの動向

続いて、最近大きな改革を行ったドイツについて見ていきたいと思います。

二〇〇八年までのドイツの証券税制は、利子が総合課税。配当に関しては五〇%が総合課税の対象となっていました。株式譲渡益に関しては原則

非課税で、一年以内の保有期間での売却、投機的売買という言い方をされますけれども、その場合については、やはり半分が総合課税の対象という税制でありました。ちなみに投機的売買の場合には、五一二ユーロまでは非課税枠が設けられていました。

ドイツの証券税制は二〇〇九年から大きく変わりました。金融所得一体課税と呼ばれるものが導入されました。具体的には利子と配当、株式譲渡益を資本所得という分類にして、一律二五％プラス連帯付加税をかけます。連帯付加税は税額の五・五％ですので、結局二六・三七五％の税率で一律分離課税が行われることになりました。一方で総合課税も残されておりまして、どちらかを選択することが可能です。

ちなみに、申告を行った結果、納税者にとって不利になる場合は、資本所得は申告されなかった

ものとして取り扱われます。

さらに、一体課税の導入に伴って貯蓄者概算控除が導入されまして、資本所得に対して一律八〇ユーロまでは非課税という措置がとられています。

また、ドイツでは、法人税との調整方式として、一九七七年からインピュテーション方式と呼ばれる方式が導入されていました。しかし、二〇〇二年から配当所得一部控除方式、受け取り配当の五〇％に所得税を課す方式に変更されています。さらに、二〇〇九年から、金融所得の一体課税の導入にあわせて、調整をしないことになりました。まとめると、ドイツの証券税制に関しては総合課税であったものが、分離課税あるいは金融所得の一体課税へと改革がなされたということができます。

二、証券税制の国際比較

以上、日本とアメリカとドイツについて、証券税制の改革の動向を簡単に見てきましたので、続いてこの三つの国の現行証券税制について簡単に比較を行いたいと思います。

(1) 利子所得課税

まず利子所得ですが、日本の場合は源泉分離課税で、税率は二〇%です。所得税が一五%、地方税が五%、合わせて二〇%となります。

アメリカに関しては、利子所得は総合課税で、二〇〇九年七月現在では一〇%から三五%の税率が適用されます。これは連邦税、つまり国税です、これのほかに州・地方政府税がかかります。

ドイツに関しては、先ほど申し上げましたよう

に、一律分離課税が適用されていますので、申告不要で、二六・三七五%の税率がかかります。さらに総合課税も選択可という税制になっています。

(2) 配当所得課税

配当所得に関して比較してみますと、日本の場合は申告不要または総合課税が適用されるのが原則ですけれども、二〇〇九年以後は、損益通算の範囲拡大の関連から、申告分離課税も選択が可能となりました。以上は上場株式等の配当についてです。

アメリカに関しては、連邦税が〇%と一五%の二段階課税でして、このほかに州・地方政府税が総合課税で課税されます。

ドイツに関しては、やはり利子と同じで、申告不要（分離課税）、税率が二六・三七五%、そし

て総合課税も選択可ということになっています。

(3) 法人税との調整

法人税との調整に関しては、個人段階ですけれども、日本の場合は配当所得税額控除方式、あるいは単に配当控除と呼ばれる方式がとられ、総合課税を選択した場合、所得税の税額から一定の額を控除することができます。アメリカについては特に調整措置はありません。ドイツも二〇〇九年から調整措置はなくなりました。

(4) 株式譲渡益課税

株式譲渡益課税について比較しますと、日本は申告分離課税で、特定口座を利用すれば申告不要も選択可という制度になっています。アメリカについては連邦税が二段階課税、〇%と一五%の二段階で、そのほかに州・地方政府税が総合課税と

いうことで課税されます。ドイツはやはり申告不要（分離課税）で、二六・三七五%の税率がかかりまして、総合課税も選択可となります。

(5) 非課税措置

続いて非課税措置について比較してみたいと思います。日本に関しては、二〇一二年に少額上場株式等の配当所得及び譲渡所得等の非課税措置が導入される予定になっています。アメリカに関しては、特に非課税措置は設けられていません。ドイツは、先ほども申し上げましたが、貯蓄者概算控除と呼ばれる制度が導入されました、八〇一ユーロ、約一〇万円に達するまでは課税されないという措置がとられています。

(6) 国際比較のまとめ

簡単にまとめますと、日本は分離課税で、特に

金融所得の一体課税に向けた改革が行われていると言ふことができます。ドイツに関しましては、もう既に一元化されているということで、総合課税から分離課税への改革が行われたと言ふことができます。アメリカに関しましては、日本とドイツとは違つて、分離課税をするのではなくて、総合課税の枠の中で、配当とかキャピタルゲインについて優遇措置を設けるという方向で改革が行われています。

法人税との調整に関して再確認しますと、日本は配当控除制度で、不十分ではありませんけれども、配当と法人税との調整を行っています。アメリカとドイツに関しては、調整をしていません。

三、法人税との調整

(1) 企業行動に対する影響

日本については法人税との調整は不十分であり、ドイツとアメリカについては調整を行つていないということですので、「法人税との調整」について、続いて検討してみたいと思います。

その前に、通常の法人税が企業行動に対してどういった影響があるかということですが、いろいろな影響がありますが、ここでは資金調達に関するものを取り上げたいと思います。

通常の法人税が資金調達行動に対して非中立的になるということが知られております。法人税の課税ベースを簡単な式であらわしますと、売り上げから原材料費を引いて、賃金と負債にかかる利息を引いて、さらに税法上の減価償却費を引いた

図表2 法人税の課税ベース

法人税の課税ベース

＝売上－原材料費－賃金

－利子－(税法上の)減価償却費

ものになります。(図表2)

そうしますと、負債の利子に関しては法人税の課税ベースから控除されて、利子を個人が受け取った場合、その利子に対しては所得税がかかるということ、個人段階のみの課税となります。ところが、配当に関しては、法人税引き後の利益を配当して、個人の段階では配当所得課税がされますので、二回税金がかかることになります。配当はせずに、企業が留保した場合に対しても、その留保がキャピタルゲインに反映されるといふこととなりますと、法人税とキャピタルゲイン税、二回かかるということで、これも二重課税になります。その結果、借入れによる資金調達を優遇することになります。ちなみに利子と配当、留保に対する税制上の扱いが違ふことと、減価償却制度の関連で、企業が行う投資に対しても非中立的になることがわかっております。

(2) 全体統合

法人税との調整に関しては、これまでいろいろな議論がなされてきました。配当と留保、両方を調整しようというのが全体統合と呼ばれる調整方法です。全体統合に関しても大きく二種類ありまして、一つは組合方式、あるいはパートナーシップ方式と呼ばれるものです。これは法人の所得を、法人が配当しようが、留保しようが、全部株主に帰属させて、個人の段階で課税をするという方式です。

これは理想的ではあるのですけれども、個人は配当されていない部分、留保に関してはお金を受け取っていないのですけれども、受け取ったものとして課税されるので、原資がない、受け取っていないお金に関してまで税金を納めなければならぬということ、実現するのはなかなか困難であると言われていきます。

もう一つはカーター方式と呼ばれる方式です。一九六〇年代にカナダで出された報告書で提案されている方式ですけれども、法人所得を株主に帰属させるということまでは先程の組合方式と同じです。

カーター方式は、この後、法人税を課税するところとところが特徴的でありまして、その税率は所得税の最高税率と同率です。また個人段階でも課税をします。個人段階で最高税率が適用されない人は、法人段階では最高税率で税金を取られますので、税金を払い過ぎだということで、還付を受けるといふ制度です。したがって、原資がないのに税金を納めなければならないという事態は回避できるのですけれども、やはり法人の所得をすべて株主に帰属させるというのが事務的に非常に困難ではないかということで、実際に導入されたことはありません。

(3) 部分統合

全体統合が難しいということなので、配当だけでも何とか調整しようというのが部分統合と呼ばれる調整の方法です。部分統合に関しましては、二つ御紹介したいと思います。

一つはインピュテーション方式、ドイツが長年導入していた方式です。まず個人が受け取った配当から受け取り配当に対応する法人税額を逆算します。続いて実際に受け取った配当だけでなく法人税分の額も加えて、個人の所得税額を計算します。算出された所得税額の一部は既に法人税として納めておりますので、その法人税額分を差し引いて、その差額を所得税として納めます。

そのほかの部分統合のやり方としましては、受け取り配当税額控除方式と呼ばれるものがあります。これは日本で導入されているものですが、受取配当の一定割合を所得税額から控除

するというやり方です。インピュテーションも受け取り配当税額控除も完全に行うことはやはり難しいという面があります。また、留保に関しては何もやっていません。よって資金調達に対する中立性は確保されないことになり、投資に対する中立性も成立しません。

(4) 包括的事業所得税

ほかにどのような統合の方法が考えられているかといいますと、一九九〇年代にアメリカで提案された、包括的事業所得税(CBIIT Comprehensive Business Income Tax)があります。

法人税の課税ベースは、売り上げから原材料費、賃金と利子と税法上の減価償却を引いたものですが、CBIITは、利子を引かない、つまり法人段階での利子の控除を認めない税制です。

そして個人段階で利子と配当には課税しません。留保によるキャピタルゲインに対しても、個人段階で課税しなければ、結局、負債、配当、留保に関して、法人段階で課税をして、個人段階で課税をしないことになり、資金調達については中立的な扱いとなります。ただ、投資に対しては非中立的です。また個人の段階で課税しないということなので、日本が個人段階で金融所得の一体課税を目指すというのであれば、それにはなじまない制度であると言うことができます。

四、新しいタイプの法人税

このようにいろいろな調整の方法が考え出されてはいるのですけれども、どれも実現するのは難しいということが言えます。

また、近年二つの法人税が提案されて、注目さ

れております。それについて続いて御紹介したいと思えます。

(1) キャッシュフロー法人税

一つは、キャッシュフロー法人税と呼ばれるもので、これまでは企業の利潤に税金をかけるということだったので、キャッシュフローを課税ベースにしてはどうかというものであります。

キャッシュフロー法人税自体は、一九七〇年代から提案されてはいるのですけれども、近年また注目されている税制であります。キャッシュフロー法人税は、数種類の課税ベースが考えられます。実物取引だけのキャッシュフローに注目したもの、株式を除く金融取引に注目したもの、株式の取引のみに注目したものなどが考えられます。

今はその中で、Rベースと呼ばれる実物取引に

図表3 キャッシュ・フロー法人税の課税ベース(Rベース)

Rベース

$$\begin{aligned} &= \text{売上} + \text{実物資産の売却} - \text{原材料費} - \text{賃金} \\ &\quad - \text{実物資産の購入} \end{aligned}$$

注目したものについてお話をしたいと思います。
Rベースですが、課税ベースを簡単に説明しますと、売り上げから原材料費と賃金を引きます。それから実物取引に注目するということで、実物資産の売却を足し、実物資産の購入を引くというのが大きな特徴であります(図表3)。

図表2の利潤ベースの法人税の課税ベースと比較しますと、税法上の減価償却ではなくて、即時償却してしまう、簡単に言うとそのような制度であります。

この税制は、理論的には資金調達あるいは投資に対して中立的であるということがわかっております。

(2) 米国税制改革諮問委員会

キャッシュフロー法人税が、近年注目を集めているというのは、アメリカの税制改革諮問委員会

で取り上げられたからであります。二〇〇五年一月に諮問委員会が報告書を出しまして、アメリカの税制、税法系全体をどのように改革していったらいいかということを検討しまして、二つの案を提案しております。

一つは、SITP (Simplified Income Tax Plan) と呼ばれる案で、現行の所得税制を簡素化する形で改革を行うプランです。もう一つは、GITP (Growth and Investment Tax Plan) という案で、経済成長や投資を促進するためのプランです。このうちのGITPの内容は、受け取りの利子を非課税にする、支払いの利子を損金不算入にする、減価償却に関しては即時償却をするというものでして、これは、先ほど御説明したキャッシュフロー法人税のRベースによく似た税制ということになります。

(3) キャッシュフロー法人税の問題点

このようにRベースのキャッシュフロー法人税というのは、投資、資金調達に対して中立的でありまして、さらにアメリカの税制改革諮問委員会でも取り上げられたということで注目度が高まっているのですが、幾つか問題点もあります。

一つは、負債の利子は控除されなくなるということで、借入金が多い企業は税負担が現行より増加するということです。

また、減価償却に関しては即時償却してしまうということなので、全体で見ると課税ベースは小さくなります。税率を幾らに設定するかにもよりますが、課税ベースが縮小しますので、単純に考えて税収が減少するのではないかと思われるます。

他には利潤ベースのこれまでの法人税に比べて、税収の不安定性が増すのではないかという懸

図表4 ACEの課税ベース

ACEの課税ベース

＝売上－原材料費－賃金

－利子－ACE控除－(税法上の)減価償却費

ACE控除＝調整後自己資本×適用利率

念があります。

さらに、実物取引に注目し、金融取引には課税しないことから、金融機関に対して課税が困難という問題もあります。そうしたこともありまして、一九七〇年代から提案されて、現在も注目はされているのですが、実際にこのキャッシュフロー法人税を導入している国は、今のところはありません。

(4) ACE法人税

では、実際に導入されている制度の中でいいものはないかということになりますが、ベルギーなどで導入されているACE (Allowance for Corporate Equity) と呼ばれる制度があります。まず課税ベースから御説明しますと、図表4の式にありますように、売り上げから原材料費と賃金と利子を引くのは利潤ベースの法人税と一緒で、

さらに税法上の減価償却も引くというところも、利潤型の法人税の課税ベースと同じになります。違うところは、ACE控除と呼ばれる控除です。一つ余計に控除するのが違うところであります。ACE控除とは何かといいますと、具体的に実際の制度に基づいて御説明をしたほうがわかりやすいと思いますので、ベルギーの例で御説明をしたと思います。

① ベルギーの実例

このACE控除は、ベルギーではみなし利子控除、NID (Notional Interest Deduction) と呼ばれています。対象は、ベルギー法人税の対象となるすべてのベルギー国内の法人と外国法人です。

どのような制度かと申しますと、自己資本、これは株式とか留保を含むものですが、この一定割

合を株主に対する支払い利息とみなして法人所得から控除できるという制度です。「一定割合」としては、ベルギーでは、適用年の二年前のベルギー一〇年国債の利率、具体的には二〇〇八年分は三・七八一%、二〇〇九年分につきましては四・三〇七%が用いられています。

図表4に戻っていただきますと、「ACE控除」調整後自己資本×適用利率」となっておりますが、ベルギーで言えば、ベルギーの会計のルールに従って調整された自己資本に、ベルギーの一〇年国債の利率を掛けたものをACE控除として、法人税の課税ベースから控除するということになります。またACEはACE控除と自己資本の調整により、資金調達と投資に対して中立的になることが、理論上明らかになっております。

図表5 数値例

前提 みなし利子控除の対象となる資本金:2000
 会計上の利益:100
 適用利率:4.307%

	適用前	適用後
会計上の利益	100.00	100.00
みなし利子控除	0.00	86.14 (=2000×4.307%)
課税所得	100.00	13.86 (=100.00-86.14)
法人税額 (税率33.99%)	33.99 (=100.00×33.99%)	4.71 (=13.86×33.99%)

(出所)KPMG Japan ホームページより作成

② ACE法人税の数値例

ACEの実際を数値例で御説明したいと思えます。まず前提としましては、みなし利子控除の対象となる資本金が二〇〇〇あるとします。また、会計上の利益を一〇〇であるとします。適用利率がベルギーのものにのっとって四・三〇七%と仮定します。適用前と書いてあるところですから、これはACE控除がない場合、法人税はどうなるかというのを示しております。まず会計上の利益は一〇〇ありまして、みなし利子控除、NI Dは適用されておりませんので、ゼロになります。したがって、課税所得はそのまま一〇〇になります。そして、ベルギーの法人税の税率は三三・九九%ですので、一〇〇に三三・九九%を掛けて、納めなければいけない法人税の額は三三・九九となります。

それに対して、みなし利子控除を適用した場合

ですが、会計上の利益は一〇〇ということが変わりません。みなし利子控除ですけれども、対象となる資本金が二〇〇〇ですので、二〇〇〇の一定割合、その一定割合として四・三〇七%という利率を用いるということですので、二〇〇〇掛ける四・三〇七%ということと、これを計算しますと、八六・一四という額がみなしの利子控除になります。会計上の利益が一〇〇ですから、そこからACE控除、みなし利子控除ということとで八六・一四を引きますと一三・八六で、課税所得が一三・八六になります。この一三・八六に対して法人税率の三三・九九%がかかりますので、納めなければならぬ法人税の額は四・七一になります。この数値例でいいますと、みなし利子控除があることによって、約八倍の税額の差が生まれることとなります。

会計上の利益が少なくて、みなし利子控除の対

象となる資本金が多ければ、納める税額は少なくて済みます。結果は前提に依存するわけですが、とにかくACE控除は余計に課税ベースから引くことができますので、納める法人税の額が現行より少なくて済むことになります。

ベルギーにおける導入の目的ですけれども、一つには負債と株式による調達を同様の扱いにして、株式による資金調達を刺激するという目的があるものと思われれます。あと、法人税の課税ベースが小さくなりますので、企業の税負担を少なくするという目的があると思われれますし、さらに、対象がベルギーの国内法人だけではなくて外国法人も入っていますので、外国からの、海外からの直接投資を促したいというねらいがあるものと思われれます。

(5) ACE法人税の問題点

このようにACEと呼ばれる税制は、資金調達に対して中立的である、投資に対しても中立的であるということと利点が多いです。またキャッシュフロー法人税と違って、実際に導入されているというところで、実現可能性とか実行可能性という面でも利点があるということが言えます。

ただ、ACEに関しましても問題点が幾つかあると言われております。まず適用利率をどのように設定するのかという問題があります。ベルギーでは、先ほども申し上げましたけれども、一〇年国債の利率を用いていますけれども、何を適用利率にするかによって税収も大分変わってきます。

また、ACE控除の分だけ余計に課税ベースが小さくなりますので、課税ベースの縮小により、やはり法人税の税収は減ってくるだろうということが予想されます。したがって今後、ベルギー経

済の実態や法人税収の変化、あるいは海外からベルギーへの直接投資の変化を詳細に見ていく必要があるのではないかと思っております。

五、おわりに

以上、日本とアメリカとドイツの証券税制の遷を簡単に整理、比較を行いました。そこでは、日本とドイツは分離課税の方向で改革が行われていて、アメリカは総合課税の中で改革が行われていることが明らかになりました。また、三つの国に関して、法人税との調整は不十分であるということも明らかになりました。

また、法人税との調整に関しては、いろいろな方法が検討されてきましたけれども、全体統合も部分統合も実現がなかなか困難であるということでありました。

そして、資金調達や投資行動に対して中立的な税制として、キャッシュフロー法人税やACEと呼ばれる法人税を御紹介しました。キャッシュフロー法人税に関しては、投資、資金調達に対して中立的ですが、実現可能性のところでは、問題があつて、実際に導入されている国はないということでした。その一方で、ACEに関しては、ベルギーなどで実際に適用されているということで、実現可能性がある制度であるということでした。

最後に、我が国への示唆ということで簡単にお話をさせていただきたいと思ひます。我が国では、個人段階で金融所得課税の一元化を目指す改革が行われておりまして、法人税に関しましては、企業の負担ということで、税率の引き下げ等に関する議論がありますけれども、証券税制との関連で法人税を議論するということは余り行われ

ていないように思われます。

ただ、報告の中でも見てきましたように、企業行動への影響がありますので、証券税制のあり方を考える際には、個人段階だけではなくて、法人段階まできちんと考慮する必要がありますのではないかと思います。法人段階まで考慮することとは、すなわち、法人税との調整についてきちんと検討を行うということです。ただ一方で、調整方式にはいろいろな方法がありますが、金融所得課税の一元化ということで、個人段階で一律の税率を課す方向なので、法人税との調整をしなくてよい税制を構築することができれば、それはわかりやすく、簡素な税制になるのではないかと思われます。

そうしたことから、新しいタイプの法人税として御紹介したキャッシュフロー法人税やACEと呼ばれる法人税は、法人の段階で企業行動に対す

る中立性が達成されながら、調整を必要としないということ、我が国の金融所得課税の一体化というものを念頭に置いた場合、よい法人税制ではないかということが言われています。したがって、我が国でもこの新しいタイプの法人税、特にACEというのは検討に値するのではないかと言うことができると思います。

ただし、ACEに関してもいろいろ問題点があります。近年法人税の税収は、景気の動向を受けて非常に少なくなっておりませんが、我が国の税収全体の中ではかなり大きな割合を占めていた時期もあります。ACEを導入することによって、やはり法人税の税収が少なくなることが予想されますので、実際に導入した際の税収がどう変動するのか、あるいはそれにかわる財源は何かというような研究を続けていく必要があるのではないかと思います。

以上、簡単ですが、報告を終わらせていただきます。

若林常務理事 山田さん、どうもありがとうございます。

欧米各国の証券税制の動きとそれらが企業行動に及ぼす影響について、大変体系的に、かつ、わかりやすくお話をしていただいたと思います。

それでは、ここで皆様方から御意見や御質問をお受けたいと存じますが、いかがでございますでしょうか。ございませんか。

それでは、少し皆様にお考えいただいている間に、私のほうから二点ほどお聞きしたいと思えます。

中央大学の森信茂樹教授が、日本の法人税について、課税ベースを広げていけば、同じ税収を上げるのに必要な法人税率は引き下げることが可能

であるというような御主張をなさっておられますが、これについて山田主任研究員のお考えはどのようなものでありましょうか。それが一点でございます。

もう一点は、今御説明がありましたACEなどの課税の中立性を重視した税理論の観点からは、森信教授がおっしゃっていますような法人税の税率の引き下げは、課税の中立性により近づくと思われるのでしょいか。あるいは、その逆になるのでしょうか。その二点についてお伺いしたいと思います。

山田 グローバル化している中で、国内の雇用を確保するとか、国外から投資を呼び込むという目的を達成するために、短期的な視点で法人税改革を考えた場合、有効な改革案であると思います。

恐らく、森信先生もおっしゃられていると思うのですが、ヨーロッパ各国で同様に、課税ベース

を広げて税率を引き下げるとい改革が二〇〇〇年ぐらいに行われておりまして、OECDの資料などを見ますと、税率は引き下げていますけれども、GDPに占める法人税収の割合は余り変化していません。日本でもそういった可能性が考えられますので、やはり課税ベースを広げて税率を低くするというのは、短期的に見て有効な政策であると思います。

二つ目の御質問で、それがACEなどに関連する中立性に近づくかどうかということですが、税率を引き下げることによって、二重課税の影響が小さくなるという意味で、中立性に近づくということが言えると思います。

ただ、二重課税自体がなくなるわけではないので、中立性には近づくけれども、完全には二重課税の問題を解決するという政策ではないと言えます。

若林常務理事 どうもありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。どうぞ。

質問者A ACEについて聞き漏らしたかもしれないのですが、ベルギーのケースですが、ベルギーでもこのベースで計算して赤字というか、課税ベースがゼロ以下になった場合は、当然非課税になるわけですね。非課税というか税金がかからないわけですね。そうすると、ACE控除というのが、要すれば一〇年物の国債の利回りで、その二年前ということになると、要するにリスクフリーで、国全体の成長率よりもわずと低い企業収益水準にしておけば、ずっと税金がかからないわけですよ。償却がどのぐらいなのかにもよりますけれども。ということとは、そこである種の操作というか、しかも二年前の一〇年物なので、どこか利益水準なら税金がかからないか、企業の側からすると、あらかじめ読めるわけですね。

つまり、私は何を聞きたいかというところ、ACEなるものは、考え方としてはおもしろいと思うのですが、実際なぜ一〇年物、それも二年前なのか。例えば日本の消費税でも、何で二年前の売り上げで、今年かかるのだ。あれは理屈じゃないという議論なんだと思うのですが、全体で、しかも税収がこれだけ、先ほどのケースで見ると、このケースでいけば一挙に七分の一ぐらいになってしまうような、税収が激減する。ある意味で、おもしろいけれども、財政から見ると物すごくリスクな制度ではないかと思うのですが、その辺についての議論とか、あるいは、これについての日本での検討過程での議論等、もし御存知でしたら、お教えいただければと思います。

山田 まず二年前の利率を適用することですが、例えば二〇〇七年度を課税年度としますと、二〇〇六年一月三十一日以降を決算日とする

事業年度から適用されます。つまり二〇〇七課税年度は二〇〇六所得年度になります。課税年度から見て二年前という表現をしているものと思われる。

ただ、なぜ一〇年物、それも二年前なのかということは、今後の課題とさせていただきますと思います。

また、悪用することができるという点に関してですが、それも実態がどうなっているのかというのは、詳細にはわからないのですが、税収は自己資本の調整により確保されると思われまます。なおベルギーでのACE控除につきまして、濫用の可能性を調査するタスクフォースを税務行政当局内に設置したといわれております。やはり濫用される可能性があるもので、それに対する何らかの対策をとっているものと思われまます。

若林常務理事 よろしゅうございますか。

ほかにございませんでしょうか。どうぞ。

質問者B 同じベルギーの話ですが、理論的には、もし自己資本にある利率を適用して控除するというのだったら、逆に個人課税段階でそれを個人の所得にしなければいけないのではないかと思うのですけれども、その辺の議論はなかったのですか。

要するに、ある意味で利子とみなしているわけですからね。そうすると、個人段階で受け取り利子という格好で所得が発生するという議論にならないのかどうか。そういう議論はなかったかどうか。

さっきの話とは全然別のあれですけども、組合方式みたいに全部株主に帰属させるという極端な例だと、この場合には自己資本の一定割合は、ある意味で、法人から見ると支払い利子とみなすというふうな考え方ですよね。あるいは配当。配当

という少し語弊があるけれども。

そうすると、受け取る側があつてしかるべきで、みなし受け取り利息というようなことが個人の株主に発生するという考え方は当然論理的にはあり得るわけです。みなし支払い利息だから、みなし支払い利息ということは、みなし受け取り利息が発生する側があつてもいいわけですね。

山田 ベルギーの実態を詳しく把握していませんのでどのような議論があつたのかまではわかりません。恐らく中立性というか、個人段階と法人段階のことを考えるというよりは、法人段階ととりあえず課税ベースを小さくして、国外からの投資を呼び込みたいという政策的な意図があつて、そこでACEを導入して、個人段階のことは、これは私の推測ですけれども、余り考慮しなかつた可能性もあると思います。ただ理論的には株主資本の調整により、みなしでかけても、実際の配当に

課税しても現在価値でみて同等になります。

質問者B 外資導入促進策ならわかるのですが。

質問者A 今のお話を伺っていると、ベルギーの場合は、これは企業側の給与所得控除みたいな、基礎控除みたいなものになって。そこへ変な理屈をつけているから、さつきも質問をしたのですけれども、何のことはなくて、ベルギー政府として、何らかの政策的な配慮から、実態はないのだけれども、利益を割りませせて、税金をまけられますと。それが一方で、外資の導入かもしれないし、国内の産業振興かもわからない。そういう税理論というよりも、何かもつとほかの政策的観点からのような気がするのですけれども、どうでしょうか。

山田 理論的に考えると中立的なのですが、ベルギーに關しましては、恐らく理論的な中立性を達成するというよりは、そういった政策的な意図が

あつて導入された可能性はあります。

質問者 A これは逆に言うと、中立性という議論からだど、よくわからないですけども、今の話を伺うと、余り参考にならないですね。

質問者 B はつきり言って、中立的ではないですね。

質問者 A これは例えば株式の持ち合いなんか非常に進んでいるのかもしれませんが、そうすると、お互いになしでやるので、全然中立的でなくなってしまう。株主が個人の場合もあれば、法人の場合もあるわけです。あるいはファンドも持っている場合がありますよね。そうすると、理論的にはよくわからない税制のような気がするんですけどもね。

山田 理論的には、私はすつきりしていると思います。理論上は中立性、利子と株式の部分を等しく扱い、自己資本を調整することで中立的になり

ます。ただ、実際に運用する段階では、いろいろおっしゃられたようなところの問題があつて、中立的にはならないかもしれません。さらにベルギーのほうは、実際の導入の動機というのは、中立性ということよりは、外国からの投資を呼び込みたいという意図があつたと思われまして、中立性を阻害するような措置がとられている可能性があります。

質問者 A くだいようですけども、伺っていてちょっと混乱してきましたのですが、山田さんのおっしゃる税の中立性というのは、何をもつて中立というふうに言っておられるのですか。

山田 資金調達行動に対して中立的な税制という場合は、特定の資金調達方法を選択するインセンティブを与えない税制を指します。借入、留保、新株発行のうちどういふ資金調達方法をとるかによつて法人税額が変わらないということの中立的

と言っております。

若林常務理事 司会者がこういうことを言っているかないのかもしれませんが、いわゆる資金調達ソースに対して証券税制が中立的であるということをもって中立性であるとは私は理解して、先ほど質問しましたのですけれども、いかがでしょうか。

質問者B 企業から見るとですね。

若林常務理事 企業から見た。企業を主体として。

質問者B 経済全体として見たというわけではないと。

山田 そうですね。企業行動の中立性ということなので。

若林常務理事 どうぞ。

質問者C 私は今の議論になっているACE制度を余り詳しく知らないものであれですけれども、そこで書いてあるのは、ACE課税ベースのところ

で利子と書いてあるのは、現実はその法人が支払っている利子ですね。現実には支払われている利子のことを言っているわけですね。そして企業は、当然その利子を支払う以外の資金調達というのは何らか抱えているわけだから、その資金調達のためのコストを課税ベースから引いてやろうということですね。

だから、それはもろもろの資金調達手段があって、それを調整後、自己資本という形で計算して、つまり、現実に利子として支払う以外の資金調達に対するコストをそこで引いたということではないのでしょうか。それをすることによって、資金調達手段が、ちょうど今の国債利子がどうこうということは別としまして、それで両方のバランスがとれていると見て中立性だと言っているのではないかという気がしますけれども、どうでしょうか。

そういう意味で考えると、もしACE控除というのが国債利子であれば、普通、これは二番目の、これは僕の質問でもあるのですけれども、つまり、資金調達に必要な企業が払うべき、あるいはリスクプレミアムを加えて払うのが経済として当然だということになっているわけですから、それは国債利子とか、そういうものでいいのかどうか、そのあたりはどういうふうに織り込んでいかという問題もあるかなという気もします。ただ、いずれにしても、ちょっと聞いていての感じなのですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

山田 ACE控除のところは、株式による資金調達費用、あるいは自己資本の機会費用分という位置づけであります。

若林常務理事 よろしいでしょうか。

それでは、時間も参りましたので、本日の証券

セミナーをこれで終わらせていただきたいと存じます。

山田さん、どうもありがとうございました。

(拍手)

(やまだ ただお・当研究所主任研究員)

(この講演は、平成二年四月三日に開催されました。)